

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手合計額	予納金	備考				
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円				10円			
民事訴訟	通常訴訟	8						10	5	5				10	10	6150円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※郵便切手について、当事者が1名増すごとに2440円(内訳500円4枚、110円4枚)を加える(ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。) ※予納金について、当事者が1名増すごとに2000円ずつ加算(ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)	
民事訴訟	控訴提起	9						14		4				8	10	6500円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※郵便切手について、当事者が1名増すごとに2600円(内訳500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚)を加える(ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。) ※予納金について、当事者が1名増すごとに2000円ずつ加算(ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)	
民事訴訟	抗告提起(執行抗告、保全抗告を含む) 附帯控訴の提起	6						10		2				5	13	4430円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※郵便切手について、当事者が1名増すごとに2600円(内訳500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚)を加える(ただし、抗告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。) ※予納金について、当事者が1名増すごとに2000円ずつ加算(ただし、抗告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)	
民事訴訟	上告提起	4	6					8	6					10	7	5850円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※郵便切手について、当事者が1名増すごとに2450円(内訳500円2枚、350円2枚、110円5枚、100円2枚)を加える(ただし、上告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。) ※予納金について、当事者が1名増すごとに2450円ずつ加算(ただし、上告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)	
民事調停	民事調停							5		5				5	10	1000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※郵便切手について、当事者が1名増すごとに1000円(内訳110円5枚、50円5枚、20円5枚、10円10枚)を加える(ただし、申立人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。) ※予納金について、当事者が1名増すごとに1000円ずつ加算(ただし、申立人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)															0円 (先行事件がない場合) 不動産5筆まで 50万円 不動産6~10筆 80万円 不動産11筆~ 100万円~ (二重開始事件) 10万円	郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。 ※不動産の種類や先行事件の状況によっては、別途予納金額を定める場合があります。	
	強制競売申立て															0円	同上	同上
	債務名義に基づく債権差押え	5						5		2					3	3210円	差押命令発令時点で債権者宛ての同正本の送付を希望される場合は合計額に110円を追加してください。 当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加してください。 (内訳) 命令正本送達分 110円(債権者分) 1220円(債務者分) 1290円(第三債務者分) 陳述書送達分 590円(裁判所送達分) ※なお、陳述書送達分は、第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。	
	養育費等に基づく債権差押え	5						5		2					3	3210円	同上	同上
	財産開示	10						20		10					10	7900円	8000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合(支部)については対応可能かお問い合わせください。)、郵便切手で納付する場合は、不要。)	※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、会計課まで持参又は振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
情報取得																0円 (預貯金の場合) 5000円 (給与の場合) 6000円 (※情報取得手続においては、この予納金から郵便料を支出します。)	(預貯金の場合) 第三者1名追加ごとに4000円(報酬2000円と郵便費用2000円)を加算します。 (給与の場合) 第三者1名追加ごとに2000円(郵便費用)を加算します。 その他、110円切手を貼付した申立人宛ての返信用封筒(定型)を第三者の数分、提出してください。	
保全	債権仮差押	7						7		2					3	4430円	※債権者に交付送達できる場合は、500円2枚、110円3枚を減らす。 ※債権者について請求を提出する場合は、500円2枚、110円1枚を減らす。 ※第三債務者が1名増すごとに1880円(内訳500円3枚、110円2枚、50円2枚、20円3枚)を加える。	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6						4		2					4	3620円	※債権者に交付送達できる場合は、500円2枚、110円2枚を減らす。 ※債権者について請求を提出する場合は、500円2枚、110円1枚を減らす。	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	6						4		2					4	3620円	※債権者に交付送達できる場合は、500円2枚、110円2枚を減らす。 ※債権者について請求を提出する場合は、500円2枚、110円1枚を減らす。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備考		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円				10円	
	要審尋事件	5					10	5	5			10	5	4600円		※債権者が1名増すごとに、2980円(内訳500円4枚、110円4枚、100円3枚、50円3枚、20円3枚、10円3枚)を加える。 ※総重量により、郵便切手の追納が必要となる可能性がある。
保護命令	保護命令	4					6		1					2710円		
労働審判	労働審判	4						15	10			10	15	4350円 4000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。)		※郵便切手について、当事者が1名増すごとに12 20円(内訳500円2枚、100円2枚、10円2枚)を 加える。 ※予納金について、当事者が1名増すごとに1000 円を加える。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	富山地裁本庁所在地在住弁護士申立て	1,500円 (債権者申立:2万円)	右記のとおり	1,220円×1組 110円×債権者数+10枚 (債権者には滞納官庁を含む)	原則として、11,859円	宛名ラベル (債権者分1部)
	上記以外の申立て		右記のとおり	110円×債権者数 (債権者には含む)		
管財	自然人・事業者	1,500円 (債権者申立:2万円)	右記のとおり	(債権者申立以外の場合) 110円 ×(債権者数×2)+債務者数+財産所持者数 +20枚 10円×10枚 (債権者申立の場合) 上記に、500円×10枚、100円×20枚、10円× 20枚を追加してください(7,200円分)。	215,499円(ただし、少額管財手続に限る。)(債権者申立:自然人50万円以上、事業者70万円以上)	1.申立書副本 (債権者申立以外)1通 (債権者申立)2通 2.宛名ラベル (債権者申立以外)1部(売掛先、財産所持者等分を含む) (債権者申立)1部(債権者分)
	法人	1,000円 (債権者申立:2万円)	右記のとおり		214,786円(ただし、少額管財手続に限る。)(債権者申立:70万円以上)	
富山地方裁判所 魚津支部への申立の場合		上記に、郵便切手350円×8枚、100円×20枚、10円×10枚を追加してください(3,900円分)。				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生	富山地裁本庁所在地在住弁護士申立て	1万円	右記のとおり	110円×債権者数×2枚	13,744円(代理人弁護士・司法書士関与の申立)※上記に加え、個人再生委員の報酬として20万円以上(本人申立)	宛名ラベル (債権者分2部)
	上記以外の申立て		右記のとおり	110円×債権者数×2+5枚 10円×10枚		
通常再生			債権者数にかかわらず申立時に右記のとおり開始決定時及び債権者集会招集後に、債権者等の数の普通郵便分を追納(裁判所書記官に指示を受けてください。)	500円×4枚 110円×55枚 100円×30枚 10円×25枚	事件態様毎に決定	

破産(同時廃止・管財)予納金基準額表

事件の種類別	法人	個人
同時廃止事件	原則として、11,859円	
管財事件(少額管財事件)	214,786円 ※官報公告料を含む。	215,499円 ※官報公告料を含む。
管財事件(債権者申立)	70万円以上 ※官報公告料を除く。	個人:50万円以上、事業者:70万円以上 ※官報公告料を除く。